

平成21年第4回邑南町議会定例会(第3日)会議録

1. 招集月日 平成21年 5月26日 告示
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 平成21年 6月12日(金) 午前 9時40分
散会 午前10時15分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	松 本 正	9 番	亀 山 和 巳
10 番	日 高 學	11 番	石 橋 純 二	12 番	高 本 勝 藏	13 番	山 中 康 樹
14 番	長谷川 敏郎	15 番	日 高 勝 明	16 番	三 上 徹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 14名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	松 本 正	9 番	亀 山 和 巳
10 番	日 高 學	11 番	石 橋 純 二	13 番	山 中 康 樹	14 番	長谷川 敏郎
15 番	日 高 勝 明	16 番	三 上 徹				

7. 欠席議員 1名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
12 番	高 本 勝 藏						

8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石 橋 良 治	副町長	桑 野 修	総務課長	日 高 禎 治
定住企画課長	細 貝 芳 弘	財政課長	藤 間 修	情報推進課長	安 原 賢 二
町民課長	表 正 司	税務課長	東 義 正	福祉課長	三 上 洋 司
農林振興課長	藤 田 憲 司	建設課長	洲 濱 芳 文	水道課長	松 川 好 史
保健課長	大 矢 輝 美	会計管理者	藤 井 克 史	瑞穂支所長	佐々木 孝義
羽須美支所長	福 田 誠 治	教育委員長	日 高 隆	教育長	土 居 達 也
学校教育課長	三 上 俊 二	生涯学習課長	森 岡 弘 典		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 屋 原 進 事務局主任 日 高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
10 番	日 高 學	11 番	石 橋 純 二

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成21年第4回邑南町議会定例会議事日程(第3日)

平成21年6月12日(金) 午前9時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の質疑

議案第57号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第58号 邑南町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第59号 邑南町立学校給食共同調理場条例の一部改正について

議案第60号 邑南町学校給食費条例の一部改正について

議案第61号 工事請負契約の変更契約の締結について

議案第62号 工事請負契約の締結について

議案第63号 平成21年度邑南町一般会計補正予算第2号について

議案第64号 平成21年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について

議案第65号 平成21年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第1号について

議案第66号 平成21年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第1号について

議案第67号 平成21年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号について

議案第68号 平成21年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号について

平成21年 第4回 邑南町議会定例会(第3日)会議録

平成21年6月12日(金)

—— 午前9時40分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

### 開議宣告

●議長(三上徹) それでは定足数に達しておりますので、ただ今から、平成21年第4回邑南町議会定例会、第3日目の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

●議長(三上徹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。会議録署名議員は、議長においてこれを指名いたします。10番日高學議員、11番石橋議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 議案の質疑

●議長(三上徹) 日程第2、議案の質疑。これより議案第57号から議案第68号までの質疑を行います。初めに、議案第57号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(三上徹)** はい、無いようでございますので、議案第57号の質疑を終わります。

続きまして議案第58号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、14番。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 保険税条例の改正についてのところで、あのう、確認の意味も込めて、ちょっと、あのう、新旧貸借、対照表の関係も、の中で、かん、あのう、質問したいと思うんですが、あのう、2割5割7割軽減の分が、あのう、対、新旧対照表の後ろの方にずっとありますけれども、あのう、高所得の、まあ、あのう、低所得の場合の、あのう、均等割、平等割の軽減ですが、その軽減の部分というのはどういう財政的な裏付けがあるんでしょうか。あのう、国から支援とか県から支援とかあると思いますが、で、それは、あのう、どういう裏打ちになってるか、あのう、再度確認だけさせていただきます。

●**表町民課長(表正司)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、町民課長。

●**表町民課長(表正司)** はい、軽減額の、つきましては一般会計の方で保険基盤安定繰入金という形で繰入金をさし、していただいております。保険税軽減分として県費4分の3、町費4分の1を繰入、これにつきましては7割5割2割軽減額の合計が対象となっております。以上、あのう、保険基盤安定繰入金ということでの一般会計の方からルール分として繰入をし、しておる。もろうとります。金額にして、予算額で2千465万6千円でございます。

●**議長(三上徹)** よろしゅうございますか。その外ございませんか。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、何番、9番。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、先ほど教育民生委員会の資料の差し、やり替えの説明されましたが、この度の分で言うと21年度の積算の誤りとか言うとうで、ただ単純にこの資料へ21年度と記入すべきところが20年度とか19年度とか書いてあったんですが、今の説明を聞きますと平成20年度、昨年度の金額まで、今訂正がありました、その原因はどこなんですか。ただ、この資料への転記のミスであるのか、元々の台帳言いますか、集計の誤りがあったんか。数字までここ、今の時点で変わってきま、昨年度の分が変わってきますと、この資料のこれまでの信用性言うのが全く無くなるような気がするんですが、その訂正の理由を教えてください。

●**表町民課長(表正司)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、町民課長。

●**表町民課長(表正司)** 世帯数の訂正を先ほどさしてもらって、金額と数字が変わったわけでございますが、平成20年度の(いしきょく)なかで保険料額を、あのう、21年度の対前年度のとのこの比較だす表を作ったわけでございますけども、まあ、あのう、教育民生委員の資料で言いますと、あのう、推計のところで年間の平均を出すわけでございますが、そこの一般被保険者、その千871世帯をここに転記すべきものだったんでございますが、退職者医療の世帯数も加算してここに転記しましたので、これ全くの転記、あのう、世帯数の、まあ、転記ミスいうところでございます。で、あのう、後の実績数におう、つきましては、あのう、変更はありませんですが、た、ここに転記するときに、その退職者世帯数分を足して、ここに転記したために、あのう、一人当たりの世帯当たりの金額が変更なったものでございます。以上です。

●**議長(三上徹)** はい、よろしゅうございますか。外にございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第58号の質疑を終わります。続きまして、議案第59号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第59号の質疑を終わります。続きまして、議案第60号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第60号の質疑を終わります。続きまして、議案第61号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第61号の質疑を終わります。続きまして、議案第62号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第62号の質疑を終わります。続きまして、議案第63号に対する質疑に入ります。本件のつきに、質疑につきましては、歳入、歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

- 長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

- 議長(三上徹) はい、14番。

- 長谷川議員(長谷川敏郎) 12ページ、農林水産業費のところの農業基盤整備費の部分についてです。あのう、亀谷中線ついで工事請負費と、あのう、土地購入費等の、あのう、組み替え等が、補償費等の組み替えがある予算ですが、あのう、この件に関して改めて質問申しあげますが、あのう、合併前にですね羽須美と瑞穂と石見は、あのう、用地買収の単価が違いました。で、それについては、あのう、新町において担当者が協議して決めるということで決まっているはずなんです、合併して5年を迎えようとする今も見直しがされていません。で、だからこの5年間の邑南町の様々な工事ですね。町が行う工事で町道買収、あのう、新設とかいろいろ含めて全部違う金額でずーっとされてるわけです。で、具体的に言いますと、例えば宅地については旧石見地区は平米5千500円、瑞穂地区は平米5千円、羽須美地区も平米5千円。それから田んぼについてもですね、石見地区が、まあ、高い方で平米千500円、瑞穂地区が千200円、羽須美地区が千200円。まあ、山林についても石見地区が130円、瑞穂地区が110円、羽須美地区が100円。こういうふうに相当な違いがあります。田んぼで考えると1反で千円ですから30万ですかね、千平米ですからそれぐらい違ってくる計算になっていきます。やっぱりこれおかしいし、やはり見直しをして統一をしていく必要があるのかというふうに思いますが、どういう見解でしょうか。

- 洲濱建設課長(洲濱芳文) 番外。

- 議長(三上徹) はい、建設課長。

- 洲濱建設課長(洲濱芳文) 合併前、そのような宅地、田、山ということで、それぞれ差はございました。まあ、実際、田、土地の値段というのは全てが同じ単価ということではないと思うわけですが、まあ、これを調整ということになるわけでございますけども、まあ、土地の評価、固定資産税評価額等を勘案しながら今後、本年度の内に、この差額をですね見直ししたいと思います。まあ、どこも全てが同じ単価ということにはならないと思います。全てを5千500円ということにはな

らないと、まあ、瑞穂地域の場合で申しあげますと、千、先ほど千200円というのがございましたけども、県道に接しておる田んぼについては、千440円ということでやっておるところでございます、まあ、あのう、県あるいは国道に接していない2枚目、3枚目の田になりますと、千200円あるいは圃場整備のしていない田については、もう少し下がるというようなこともございます。また5年以上耕作放棄されておる、まあ、これも田という地目に残っておりますんで、これは水田として活用するために投資しないと一般の水田にも、戻らないということでございますんで、そのためには平米150円から200円ぐらい掛かろうかと思えますけども、この部分を差し引いて、この単価から差し引いて買収さしていただいておりますのが実態でございます。まあ、先ほどもありましたように田が千、石見地域では千500円、瑞穂地域では千200円という、まあ、300円の差があるわけですが、今の県道あるいは国道に接しておるのは千440円ということで、まあ、これは千200円の2割アップという考え方でやっておるところでございます。まあ、先ほど申しあげましたように、全てが、邑南町内全ての田が同じ単価ということにはならないと思えますんで、固定資産の評価の基準値等を勘案しながら、今後調整をしてまいりたいと考えております。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、14番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) あのう、まあ、担当が変わったから分かりませんが、あのう、なぜ5年間に放置されたのかということについて一点。要するに、あのう、確かにいろいろ今度新しい町になってるような、こう、あのう、基準値の違い、どこを基準値にとるかとか、いろいろあると思います。で、同然、その固定資産の評価替えのときには、その前に基準値のあれを、あのう、固定資産、家屋、不動産鑑定士が、出したりしてよくやっていくわけですから、そういう事務はやっぱし、あのう、一方ではやってるわけですね。だから、いろいろこう見直しができるチャンスがあったはずなんです。それでなくてずっとこのままやってきたっていうのは、なぜなのかっていうことと、まあ、あのう、例えば正確でないかも知れませんが、あのう、まあ、数字が違っていれば教えてほしいんですが、あのう、県の場合の買収価格は宅地が6千200円で田が千400円、畑が千100円、山林が100円かな。だから石見地区だけが、まあ、県並の買収価格で瑞穂地区、羽須美地区がそれより下。まあ、宅地については、まあ、あのう、下ですけども、まあ、そういうふうないろいろなこう、あのう、あって、言わばこれが表に出なかったから皆んな、なん、何も言わなかったわけですが、今度は当然ここで公式の場になりますから、ええ違ってたんかって言う話になるわけですね。で、その点ではどういう対応を、至急にこりゃあせなあいかんなあと思うんですけど、どういう考えなのか、ちょっと、あのう、担当課じゃなくて、もう少し高い、高いというか低いとか別にして、その担当課じゃないとこのへんの部分の人に、お答えしていただきたいなあと思うんですが。

●桑野副町長(桑野修) 番外。

●議長(三上徹) はい、副町長。

●桑野副町長(桑野修) この単価の見直しですけども、まあ、あのう、合併当時から未だにまだその工事連続してやっていると、区間もあるわけですし、まあ、そういうことも含めて、結局、その合併前に買収にあったところの単価と、合併後に、まあ、買収が、まあ、区間が入った場合の単価が違うということも、一つは、あのう、実際の地権者の方に見れば、その不自然さが残るということも含めて、中々踏み切れなかったというような事情もあるようでございますけれども、まあ、今言われましたように早急に検討に入りたいというふうに思います。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、14番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) あのう、早急に検討に入るという回答ですから、それで良いんですが、あのう、合併前と合併前で、こう、あのう、ずっと、こう継続した事業があったからという話は、それだったら永久に見直しできないんですよ。継続事業、ずっと。だから、そういう意味じゃあ、やぱりきちっとやりますということで、まあ、それをどこにするかいうのはね、あのう、丁度去年ですか。あのう、不動産鑑定士だとか含めて、あのう、基準地のいろんな全部やっていると思いますので、そういうもの含めて早急をお願いをしたいということを改めて申し上げます。

●議長(三上徹) その外ございませんか。

●石橋議員(石橋純二) 議長。

●議長(三上徹) はい、11番。

●石橋議員(石橋純二) 16ページでございますが、あのう、住宅管理費の中で、昨日の説明で報償費が514万4千円、これを、あのう、負担金及び補助金に、あのう、変更したと言われ、聞いて、お聞きしたんですが、これは、あのう、集落振興対策費助成事業補助金、この分、あのう、定住企画課の方で配られた分の助成事業だと思えるんですけども、これの申し込み状況やら514万4千円というような、あのう、端数の組んでありますけれども、そこらの理由を、あのう、お知らせいただきたいと思います。

●細貝定住企画課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(三上徹) はい、定住企画課長。

●細貝定住企画課長(細貝芳弘) お答えします。まずですね、あのう、住宅関係の積算ですが、一つには、あのう、住宅支援分が400万。後、環境整備費が48万、それと集落支援分が40万という積算根拠でして、さらに加えて町、町内の産材を使った分の費用として534千円という経費です。で、今、あのう、問い合わせ件数が少し、先週段階なんですけど14件がありまして、まあ、1件申請がでた状況です。以上です。

●議長(三上徹) よろしゅうございますか。11番。

●石橋議員(石橋純二) はい。

●議長(三上徹) はい、その外ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第63号の質疑を終わります。続きまして、議案第64号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、14番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) ページ数を示すというよりも、先ほどもらった資料の関係とで質問したいんですが、あのう、資料のページの4ですけども、まあ、あのう、一般と退職の分ですが、20年4月から、あのう、退職者医療が、制度が基本的に廃止になって、まあ、26年まで制度そのものは、あのう、新規分で継続する分けですが、で、あのう、この資料の4ページの一番右端に書いたように、退職保険者だった人が一般保険者へ移行ということありますよね。だからそういう意味で、あのう、前期高齢者の分の医療費ですが、で、前期高齢者の、あのう、医療の、その財、

財源的な、あのう、裏付けですよ。これは各、あのう、保険毎の、あのう、高齢、その前期高、前期高齢、前期高齢者の加入の割合に応じて、こう調整されますよね。各、あのう、社会保険とか、あのう、共済とか含めて。で、まあ、私が思うのは、昔の老人保健制度のときの加入者按分率みたいな、あのう、感じのイメージで思うんですが、その点では、この邑南町の場合、その率とそれに見あって調整交付金はきちんと入ってくる形になってきてるかどうかっていうのは、あのう、何か検証ができるか、その数字っていうのはでできますか。それが1点と、それから、あのう、まあ、この度単純、単純というか、まあ、単純か難しいか別にして、計算ミスで大きな違いがあったという話になってますが、あのう、少なくとも今年、普通その予算を立てるときには、当初予算のときにはギリギリ収入を低く見て、それで、あのう、国保税をポーンと上げるような予算組んで、みんなをびっくりさせて、だけど実際には、その保険税は7月までは暫定賦課だから取らないで、で、本算定で確定してやってやるわけですよ。で、あのう、だから3月時点では3か月前までのレセプトしか来てませんから、半、いうたら半年分しか結果が分かんない。だから、まあ、いうたら、あのう、そういう数字が違ってくるのは当初は当然なんですよ。で、逆に何でその、この今年の、あのう、20年、21年度の当初予算は、そんだけ収入たくさん見積もるような行為をしたのかということがあるんですよ。ほんととはだから本算定のときになると3か月前ですから、去年の1年分の医療費が全部出てくるわけですよ。で、それを推計にを使って本算定をやるわけですから、で、住民にとっても3月議会の当初予算でポーンと上げられても実際の、あのう、影響は何も無いんです。そのときは暫定賦課だから。だからそういうこと、そういうシステムになってるのになぜその高い収入歳入を見込んで、こういう事態を招くことになったのかというのが2点目。で、そういう意味では単純な計算ミスで済む問題かどうかということ国保の、こう算定の計算の仕方、仕方というか、まあ、そういう問題の考え方でガラリと何かこの2年間変わってるんですよ。なぜかということについて聞きたいと思います。それから、あのう、山陰中央もう書きましたし、中国新聞も書いてますが、あのう、今年の1月末には2008年度の同交付金の加算部分の不交付通知があったのに本年度当初予算へ反映しなかったという部分については、教育民生の常任委員会でも昨日の分でも説明は無い、かったことですよ。だから、それもおかしな、要するに3月補正では反映できるはずだったことなんですよ。だからそれがなぜかということを含めて、あのう、まあ、取りあえずは、その3点。

●表町民課長(表正司) 番外。

●議長(三上徹) はい、町民課長。

●表町民課長(表正司) 1点目の後期高齢者制度改正にともなうもの、また退職者医療制度の改正にともなうもので、まあ、老人保健とのからみということですけども、あのう、65歳から前期高齢者なかでありまして、その財源としては、あのう、前期高齢者支援金という形で交付金されます。先ほど率のことまで、私ちょっと今率のあれ持ち合わせてないんですが(3語程度、聞き取れず)がないんですけども、そういった支援金と、また、あのう、医療費全体にかかる療養給付費等の補助金等の計算で、歳入は、あのう、見込んでいってございまして。それと、あのうまあ、当初の見積もりのとどこございまして、まあ、先ほど長谷川議員さん言われましたように、まああのう、見込みの中で当初は基金を崩して本算定の方で実績を見て、あのう、補正を組んどったというのが今までありました。で、今回、あのうまあ、見込まれる財源を当初から見てできるだけ、あのう、負担増えるよう無いような見込みということで、あのう、見込みを立てたわけですよ、わけですが、これが、あのうまあ、3番目に言われた、まあ、1月末の時点で、あのう、平成20年度の特別調整

交付金が入ってこなかったにもかかわらず、まあ、当初に反映さしとったところが、後からの、まあ、説明も無かったことせ、しなかったわけでございますけども、まあ、そこが過大な見込みとなったことに、まあ、招いたということになります。まあ、そこは、あのう、20年度見込めなかったものを21年度に、まあ、見込んだわけですが、まあ、敢えて、そこでは見込んではいけなかったものを、まあ、当初から見込んだ点も、あのう、調、普通調整交付金の過大見積もりも合わせて、あのう、見込みが甘かった言いますか。まあ、過大見積もりの結果になったということで、まあ、計算ミスとなりますが、そういったことへの招いたというのが、今回の、あのう、結果となりました。あのう、今になっては大変反省しております。あのう、ということで、まあ、当初その見積もりを、過大な（5～6語聞き取れず）ないで、まあ、基金等あるいは当初の段階から収支不足になった中での協議が必要だったかと今反省しているところでございます。以上です。

●**長谷川議員（長谷川敏郎）** 議長。

●**議長（三上徹）** はい、14番。

●**長谷川議員（長谷川敏郎）** ええっとですね、あのう、その前期高齢者医療について、その数値、持ち合わせていないということなんですが、あのう、こう、そのさっき言ったこの4ページの資料を見ると、その退職医療が千200から400、まあ、平均だ、だからだいたい実態ですよ。千200から435へ、ボッコと減っているわけです。で、上は、まあ、一般が増えて、この中に退職、あのう、前期高齢者が入ったわけですが、で、20年の4月か、今年の4月からかな、あのう、退職医療におる方が、まあ、その年齢的なあれでしょうけど、退職医療におる方が、あのう、保険料の本負担以外のあれは、全部国保が見んでも良いですよ。やっぱりその年齢で切ったらこれになったんですか。あのう、職権で。それから一般に、一般にいった方が良いでしょうかね。国は一般に廻せと、職権で全部廻せと指導していますが、その点のところはどうなのか、どう、どう見たら良いでしょうか。得なのか損なのかというところですね。年齢で切らざるおえんから、スパッとやったっていうだけなのかどうかという点が1つ。それから、あのう、予算組で、先ほども言ったように、あのう、給付、お金が、あのう、調整交付金が1月末に来なかったという分もを反映せんかって、予算を組んだとかわって言わ、言われたけど、予算の組み立て方自身が、なんか違うじゃないかって話してるんですよ。でその、そうすると、それは、あのう、担当課の責任か、例えば財政課は全部会、特別会計も含めて査定し、チェックかけていくんでしょう。で、そういうときに、そういうその数字の間違いじゃなくて、考え方が違ってんじゃないかと、最大限の収入見込んで当初予算こんな組んじゃあいけんと。当初予算ならもうとにかく値上げしても仕方がないから、条、あのう、条例含めて。組ま、組まにやだめだっていう指導はしたのかしてないのか。で、町長が、この中国新聞の、そう言ったかどうかは別にして、不確定要素を予算計上しないよう、今後厳しく指導するというふうに言ってる文があるんですが、不確定要素じゃなくて、収入が入らなかったことが分か、もう分かっているのに組むっていうのは、不確定要素じゃないわけで、だからそのへん含めて、財政課の方のチェックはどうだったのかということ、あのう、1月末に給付が、不交付通知があったことについては、知っててか、知らなかったのかを含めて財政課はどうだったのかというのを、と、その指導方針ですね。予算編成の。ついてお伺いします。

●**表町民課長（表正司）** 番外。

●**議長（三上徹）** はい、町民課長。

●**表町民課長（表正司）** まあ、去年の4月から、ああやって退職者医療が61歳から74歳までを退職者医療被保険者ということで、国保会計の中には、一般会計と退職者医療制度の中の会計、2つ



あるということを、なります。 まあ、それは言われるように、退職者医療、保険の方で、おられ、そこで、ありましたら、あのう、会計別ですので、まあ、退職者医療制度だったら、あのう、その年の交付金と保険税等で、まあ、支払基金から入ってくる交付金の、まあ、過不足額でせ、あのう、翌年度、精算が付いてまいりますけど、まあ、そういったことで、あのうまあ、64歳から、65歳以上から、今4、去年の4月からは、一般被保険者になりました関係では、大変に一般会計の方では負担が出、あのう、重荷になってくるということはありません。医療の方ではそういったことが言えます、言えると思います。

●藤間財政課長(藤間修) 番外。

●議長(三上徹) はい、財政課長。

●藤間財政課長(藤間修) 財政課の方のチェック関係のお話ですが、まず、あのう、特別会計については、担当課の方で要求がございまして、その際に、こちらの方で1番にチェックするのは、あのう、繰り出し金でございます。で、繰り出し金について、国保関係については、まず人件費、それから基盤安定関係の法定に則ったもの。そういったものの、を、基本的に繰り出しをして、予算が組めるというふうな要求でありましたらば、その予算の要求の方法まで、全てをチェックできるかと言うと、ちょっと問題がありますけども、そこまではようチェックしてないというのが実態でございます。それともう一つ、あのう、予算要求の際に、あのう、国保の運、運協をですね、運営協議会の様子を見てからというのがございますので、そのものを加味したもので要求されますと、なかなかこちらの方ですべ、それを全てというわけには、なかなかいかないのが実態でございます。

●議長(三上徹) 町長はなんかありますか。いいですか。はい。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、14番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) あのう、先ほど財政課は、その1月末の未交付通知のことを知ってたかどうかについては、もう1回ちょっと答えてくださいね。それで、ですから、まあ、これが最後ですからあれですが、町長は、昨日の全協等では、やっぱり、この課内で、もっともっとチェックできる体制をちゃんと作らないかんという話をされましたが、課内だけでは済まないんだと思うんですよ。町民課が頑張って、これでできる予算を作った。じゃあそれで良いんですってということで財政課がオクケーした。では最終的には、その財政課がオクケーしたっていうことでは、どこが最終的にこのチェックして歯止めかけていくのかっていうところは出てこない。誰が責任者っていうのは出てこないんですよね。その点で、最後に、あのう、問題をあれして、回答していただきたいんですが、あのう、です。だから財政課がもう、もう1回答弁と、町長か副町長が、どうかっていうこと。

●藤間財政課長(藤間修) 番外。

●議長(三上徹) はい、財政課長。

●藤間財政課長(藤間修) すいません。1月の時点では、そのことは、あのう、認識をしておりますでした。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、あのう、今までのそういった流れを、今も私もいろいろ聞いておりますけれども、あのう、やっぱり現実問題として、担当課が作ったものが運協にも提案され、そして、まあ、ご承認もいただいて、で、担当課に行くというところで、非常に、まああのう、そこ

のその再チェックと言いますか、大事な部分が特に誰がやるかっていうところが、非常に、ご指摘のとおり曖昧だったというふうに、今思います。そういう意味では今回のことを教訓にですね、我々としては、そういうチェック体制を再度、まあ、見直しをして、こういうことのないようにしなきゃいかんということでございます。

●議長(三上徹) その外ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第64号の質疑を終わります。

続きまして、議案第65号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第65号の質疑を終わります。

続きまして、議案第66号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第66号の質疑を終わります。続きまして、議案第67号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第67号の質疑を終わります。続きまして、議案第68号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第68号の質疑を終わります。以上で、議案第57号から議案第68号までの質疑はすべて終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

散会宣告

●議長(三上徹) 以上で本日の日程はすべて議了いたしました。本日はこれにて散会といたします。大変ご苦労さんでございました。

—— 午前10時15分 散会 ——